

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 年 月 日

申請者 カブシキガイシャ
株式会社サニコン

住所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345

ダイヒョウトリシマリヤク ウチガタ マサハリ
代表取締役 内瀧正則

電話番号 072-277-3255

FAX番号 072-277-0200

メールアドレス soumu@sanicon.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 9 者

| NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック | NO. | 水道事業者名 | チェック |
|-----|------------------------------|------|-----|-------------------------------|------|-----|-----------------|------|-----|----------------------------|------|
| 1 | 奈良市 公営企業管理者 | ✓ | 8 | 御所市 水道事業管理者 | | 15 | 斑鳩町 水道事業管理者 | | 22 | 広陵町 上下水道事業管理者 | |
| 2 | 大和高田市 上下水道事業管理者 | ✓ | 9 | 生駒市 水道事業管理者 | ✓ | 16 | 安堵町 水道事業管理者 | | 23 | 河合町 水道事業管理者 | |
| 3 | 大和郡山市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 10 | 香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 17 | 磯城郡 水道企業団企業長 | | 24 | 吉野町 水道事業管理者 | |
| 4 | 天理市 上下水道事業 の管理者 | ✓ | 11 | 葛城市 上下水道事業管理者 | | 18 | 高取町 水道事業管理者 | | 25 | 大淀町 上下水道事業管理者 | |
| 5 | 橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 12 | 宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長 | | 19 | 明日香村 水道事業管理者 | | 26 | 下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長 | |
| 6 | 桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長 | ✓ | 13 | 平群町 水道事業管理者 | | 20 | 上牧町 水道事業管理者 | | | | |
| 7 | 五條市 水道事業管理者 | | 14 | 三郷町 水道事業管理者 | | 21 | 王寺町 水道事業管理者 | ✓ | | | |

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 年 月 日

届出者

氏名又は名称 株式会社サニコン
住 所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345
代表者氏名 代表取締役 内潟 正則

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

| | | | |
|----------------|-----------------------------|--|-----------|
| フリガナ 氏名又は名称 | 株式会社サニコン 奈良支店 | | |
| 住 所 | 橿原市北妙法寺町562 | | |
| フリガナ 代表者の氏名 | 代表取締役 ウチカタ マサノリ 内潟 正則 | | |
| 変更に係る事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 年 月 日 |
| 役員の氏名 | | 代表取締役 内潟 正則 取締役 長井 政夫 取締役 長井 康子 取締役 待田 裕美 取締役 長井 悠 監査役 可知 学 | |

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

氏名又は名称 株式会社サニコン
住 所 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345
代表者氏名 代表取締役 内湯 正則

水道事業者 殿

履歴事項全部証明書

大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地
株式会社サニコン

| | | |
|----------------------|--|---------------|
| 会社法人等番号 | 1201-01-002950 | |
| 商号 | 株式会社サニコン | |
| 本店 | 大阪府堺市百舌鳥陵南町三丁345番地 | 昭和60年11月 1日移転 |
| | 大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地 | 平成18年 4月 1日変更 |
| | | 平成18年 4月 7日修正 |
| 公告をする方法 | 官報に掲載して行う | |
| 会社成立の年月日 | 昭和47年2月26日 | |
| 目的 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木一式工事業。 2. 建築工事業。 3. とび・土工・コンクリート工事業。 4. 電気工事業。 5. 管工事業。 6. 鋼構造物工事業。 7. 塗装工事業。 8. 防水工事業。 9. 内装仕上工事業。 10. 機械器具設置工事業。 11. 電気通信工事業。 12. 造園工事業。 13. 水道施設工事業。 14. 消防施設工事業。 15. 清掃施設工事業。 16. 前記各号のコンサルティング・設計。 17. ビルメンテナンス業。 18. 警備業。 19. 空調機器、衛生器材、冷温水機器、消火器、家庭用洗剤の販売。 20. 労働者派遣事業。 21. 前記各号に附帯関連する一切の業務。 <p style="text-align: right;">平成20年 2月 1日変更 平成20年 2月 1日登記</p> | |
| 発行可能株式総数 | 40万株 | |
| 発行済株式の総数 並びに種類及び数 | 発行済株式の総数 13万3750株 | |

| | | |
|-----------------|--------------------------|-----------------------------------|
| 株券を発行する旨の定め | 当会社の株式については、株券を発行する | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月1日登記 |
| 資本金の額 | 金8000万円 | |
| 株式の譲渡制限に関する規定 | 当会社の株式を譲渡するには取締役会の承認を要する | |
| 役員に関する事項 | <u>取締役</u> 長井政夫 | 平成30年8月29日重任 |
| | | 平成30年9月5日登記 |
| | | 令和2年6月12日辞任 |
| | | 令和2年9月4日登記 |
| | <u>取締役</u> 植村真生 | 平成30年8月29日重任 |
| | | 平成30年9月5日登記 |
| | | <u>取締役</u> 植村真生 |
| | | 令和2年8月27日重任 |
| | | 令和2年9月4日登記 |
| | | 令和3年8月27日辞任 |
| | 令和3年9月1日登記 | |
| | <u>取締役</u> 長井康子 | 平成30年8月29日重任 |
| 平成30年9月5日登記 | | |
| <u>取締役</u> 長井康子 | | |
| 令和2年8月27日重任 | | |
| 令和2年9月4日登記 | | |
| <u>取締役</u> 長井康子 | 令和4年8月30日重任 | |
| 令和4年9月7日登記 | | |

| | | | |
|------------|-------------|---------------|---------------|
| | <u>取締役</u> | <u>松尾良一</u> | 平成30年 8月29日重任 |
| | | | 平成30年 9月 5日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>松尾良一</u> | 令和 2年 8月27日重任 |
| | | | 令和 2年 9月 4日登記 |
| | | | 令和 3年 8月27日辞任 |
| | | | 令和 3年 9月 1日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>加藤剛</u> | 平成30年 8月29日重任 |
| | | | 平成30年 9月 5日登記 |
| | <u>取締役</u> | <u>加藤剛</u> | 令和 2年 8月27日重任 |
| | | | 令和 2年 9月 4日登記 |
| | | | 令和 4年 8月30日退任 |
| | | | 令和 4年 9月 7日登記 |
| <u>取締役</u> | <u>中塚雅教</u> | 平成30年 8月29日就任 | |
| | | 平成30年 9月 5日登記 | |
| <u>取締役</u> | <u>中塚雅教</u> | 令和 2年 8月27日重任 | |
| | | 令和 2年 9月 4日登記 | |
| | | 令和 4年 6月30日辞任 | |
| | | 令和 4年 7月 1日登記 | |
| <u>取締役</u> | <u>待田純一</u> | 平成30年 8月29日就任 | |
| | | 平成30年 9月 5日登記 | |
| <u>取締役</u> | <u>待田純一</u> | 令和 2年 8月27日重任 | |
| | | 令和 2年 9月 4日登記 | |
| | | 令和 3年 8月27日辞任 | |
| | | 令和 3年 9月 1日登記 | |

| | | | |
|-----|-------------|---------------|---------------|
| | 取締役 | <u>篠崎哲也</u> | 平成30年 8月29日就任 |
| | | | 平成30年 9月 5日登記 |
| | 取締役 | <u>篠崎哲也</u> | 令和 2年 8月27日重任 |
| | | | 令和 2年 9月 4日登記 |
| | | | 令和 3年 8月27日辞任 |
| | | | 令和 3年 9月 1日登記 |
| | 取締役 | <u>三浦竜一</u> | 令和 1年 8月29日就任 |
| | | | 令和 1年 9月10日登記 |
| | 取締役 | <u>三浦竜一</u> | 令和 2年 8月27日重任 |
| | | | 令和 2年 9月 4日登記 |
| | | | 令和 3年 8月27日辞任 |
| | | | 令和 3年 9月 1日登記 |
| 取締役 | <u>長井政夫</u> | 令和 3年 8月27日就任 | |
| | | 令和 3年 9月 1日登記 | |
| 取締役 | <u>長井政夫</u> | 令和 4年 8月30日重任 | |
| | | 令和 4年 9月 7日登記 | |
| 取締役 | <u>内潟正則</u> | 令和 4年 7月 1日就任 | |
| | | 令和 4年 7月 1日登記 | |
| 取締役 | <u>内潟正則</u> | 令和 4年 8月30日重任 | |
| | | 令和 4年 9月 7日登記 | |
| 取締役 | <u>待田裕美</u> | 令和 4年 7月 1日就任 | |
| | | 令和 4年 7月 1日登記 | |
| 取締役 | <u>待田裕美</u> | 令和 4年 8月30日重任 | |
| | | 令和 4年 9月 7日登記 | |

| | | |
|----|---|----------------------------|
| | 取締役 <u>長井悠</u> | 令和4年7月1日就任 令和4年7月1日登記 |
| | 取締役 <u>長井悠</u> <small>○</small> | 令和4年8月30日重任 令和4年9月7日登記 |
| | 大阪府和泉市春木川町168番地 代表取締役 <u>中塚雅教</u> | 令和1年7月1日就任 令和1年7月1日登記 |
| | 大阪府和泉市春木川町168番地 代表取締役 <u>中塚雅教</u> | 令和2年8月27日重任 令和2年9月4日登記 |
| | | 令和4年6月30日退任 令和4年7月1日登記 |
| | 奈良県生駒市東新町2番19-703号 代表取締役 <u>内潟正則</u> | 令和4年7月1日就任 令和4年7月1日登記 |
| | 奈良県生駒市東新町2番19-703号 代表取締役 <u>内潟正則</u> | 令和4年8月30日重任 令和4年9月7日登記 |
| | 監査役 <u>可知学</u> <small>○</small> | 令和1年8月29日重任 令和1年9月10日登記 |
| | 監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある | 平成27年7月1日登記 |
| 支店 | 1 和歌山市本脇66番地の2 | |
| | 2 奈良県橿原市北妙法寺町562 | 平成30年7月1日移転 平成30年7月5日登記 |
| | 3 兵庫県神戸市灘区灘南通三丁目2番1号 | |

大阪府堺市北区百舌鳥陵南町三丁345番地
株式会社サニコン

| | | |
|----------------|--|--|
| | 4 大阪府岸和田市小松里町2189番地 | 平成14年 1月19日区画整理による地番変更 ----- 平成16年 6月 4日登記 ----- 令和 2年 1月 1日移転 ----- 令和 2年 1月 9日登記 |
| | 5 東京都品川区南大井六丁目12番13号 | 平成27年 1月10日変更 ----- 平成27年 1月20日登記 |
| 吸収合併 | 令和4年7月1日大阪府東大阪市大蓮東二丁目15番17号株式会社エイブルを合併 | 令和 4年 7月 1日登記 |
| 取締役会設置会社に関する事項 | 取締役会設置会社 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 監査役設置会社に関する事項 | 監査役設置会社 | 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 |
| 登記記録に関する事項 | 平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により | 平成14年 7月 4日移記 |



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 5年 6月27日
大阪法務局堺支局
登記官

井 手 繁 樹

